

太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表
〔高圧・特別高圧〕

「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕」16（料金の算定）における購入料金単価は、以下のとおりです。

【購入料金単価】

購入料金単価は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年8月28日施行）および同法に基づく経済産業大臣告示（平成24年3月1日）により、定められた単価といたします。

（消費税等相当額を含みます。）

1 太陽光発電設備単独の場合

受給電力量 1キロワット時 につき	国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS認定）等により当社が確認できた場合	40円00銭
	上記以外の場合	24円00銭

2 他自家発電設備等併設の場合

受給電力量 1キロワット時 につき	国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS認定）等により当社が確認できた場合	32円00銭
	上記以外の場合	20円00銭

（注1） 上記単価は、平成23年4月1日以降に新たに余剰電力受給契約の申込みを受け、原則として平成24年6月30日までに受給を開始した場合に適用いたします。

現行の買取制度は、平成24年7月1日に施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による制度に移行されることとなっております。

現行の買取制度においては、平成24年6月30日までに契約申込みした場合の買取条件について定められておりますが、平成24年6月30日までに申込み、平成24年7月1日以降に受給開始した場合の取り扱いが未定のため、平成24年6月30日までに受給開始した場合を対象として購入料金単価を規定しております。

（注2） 他自家発電設備等併設とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流が増加し得る場合をいいます。

（注3） 40円00銭または32円00銭の適用を希望される場合、国の設備認定等の手続きは、発電者に実施していただきます。

以上